

## 第3章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

武蔵野美術大学大学院規則第6条で（教員）を次のように定めている。

第6条 本大学院の授業担当教員には、本学教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授及び講師をこれに充てることができる。

2 前項に定める教員は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。

一方、学生数の現況は、博士前期課程に相当する修士課程には、現在、1・2年生あわせて209名（美術専攻116名、デザイン専攻93名）が在籍、博士後期課程には、1年生5名、2年生5名、3年生8名の、合計18名が在籍している。

指導については同規則（指導教員の指導）で

第11条 学生は、履修する授業科目の選択、修士論文等又は博士論文（以下「学位論文」という。）の作成等に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

としている。

博士後期課程においては、『博士後期課程運営の手引き』（年度毎発行）に、指導及び指導体制について次のように規定している。

#### (1) 指導教員

- ① 指導教員は本学専任教員とし、人数は1名とする。
- ② 指導教員は入学志願者の出願時提出書類の記述に基づき、研究科委員会が入学時に決定する。
- ③ 指導教員は博士後期課程の授業科目を担当して指導を行い、研究科委員会委員となる。
- ④ 学生の在学中に指導教員が定年等で退職する見込みである場合はあらかじめ後任者を決定し、指導計画書にその旨記載する。
- ⑤ 上記④によらずに指導教員が退職することになった場合は、博士後期課程運営委員会（以下、「運営委員会」とする）で協議の上確認し、研究科委員会の議を経て後任者を決定する。
- ⑥ 指導教員には指導教員に決定した月から大学院手当として月額5,000円を支給する。

#### (2) 副指導教員

- ① 副指導教員は教育上必要な場合に選任することができる。原則として、本学専任教員とし、人数は若干名とする。
- ② 副指導教員は志願者の出願時の申請に基づき、入学後の研究指導計画書において指導教員が申請し、運営委員会で確認し、研究科委員会で決定する。ただし、入学時の研究指導計画書に記載のない教員の申請については、申請の受理について課程長が適宜判断する。
- ③ 副指導教員は博士後期課程の授業科目を担当して指導を行い、研究科委員会委員となる。
- ④ 副指導教員については委嘱状を発行しない。
- ⑤ 指導教員が、体調不良等の理由により研究指導を継続して行えず、なおかつ別に指導教員を置くことができない場合などに限って、本学非常勤講師、客員教授、名誉教授、大学外の専門家、本学専任以外の者を、副指導教員として委嘱することができる。この場合、指導教員は申請書の他に、履

歴書及び教育研究業績書を提出する。任用については運営委員会の確認及び研究科委員会での承認を必要とし、担当コマ数については適宜決定する。指導給は学校法人武蔵野美術大学非常勤講師給と規定により支給する。大学は必要に応じて正式な委嘱状を送付する。

- ⑥ 副指導教員が本学専任の場合には、指導教員に委嘱した月から大学院手当として月額5,000円を支給する。

### (3) 特別講師

- ① 指導教員が研究指導上、本学専任教員以外による指導が必要と判断し、運営委員会が承認した場合は、特別講師として委嘱することができる。
- ② 指導時間は10コマ以内（本学特別講師A換算）とし、指導教員は事前に申請書（特別講師招聘願）を教務課を通じて課程長に提出する。大学は必要に応じて正式な委嘱状を送付する。

## 2. 点検・評価

教員組織は、大学院組織に基づいた体制であり、教育目標に基づいた指導体制でなければならない。ここでは、(財)大学基準協会による評価結果指摘事項（平成20年度）に言及する。

教員組織については、助言として「1）専任教員の年齢構成において、51～60歳が35.5%、61歳以上が38.3%で、若手教員の割合が少なすぎるので、全体のバランスを保つよう改善に向けた努力が望まれる。

2）教員の募集・任免・昇格については、「すぐれた業績」という基準では業績審査基準としては曖昧で具体性に欠け適当でないので、改善が望まれる。」

勧告として、「1）大学院博士後期課程において、学位の実質的保証の観点からも、大学院の研究指導資格の有無に関する明確な審査基準を整備され、適正に教員の判定を行うよう、是正されたい。

・専任教員1人あたりの学生数が多すぎる学科がある点、専任教員の年齢構成においてバランスを欠く点は、問題である。

・教員の任免、昇格に係わる基準・手続きは「学校法人武蔵野美術大学教員採用基準」および「専任教員の昇任に関する基準」などで定められているが、各「基準」の中の「すぐれた業績」という基準は、曖昧性を残している。また、教員の採用人事の透明性・厳正さの確保においても適正化に向けた努力が必要である。

さらに、大学院博士後期課程においては、教員配置における研究指導担当と研究指導補助担当の区分、教育指導体制のあり方などに問題がある。」

があった。

これらの指摘に対して、平成20年度末（平成21年3月）に実施された大学院生対象のアンケートおよび平成21年度前期に実施された教員向けアンケートのうち、教員・教員組織に関連すると思われるデータを基に分析したところ、次のような問題点が特に浮き彫りになった。

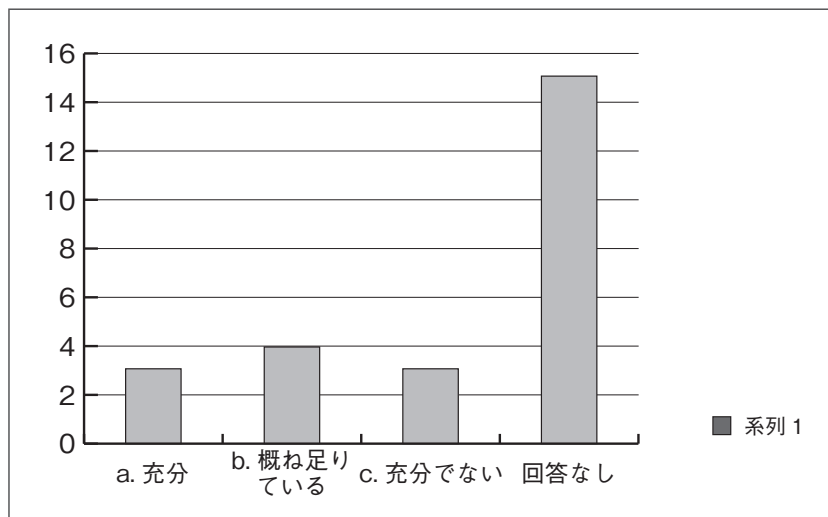
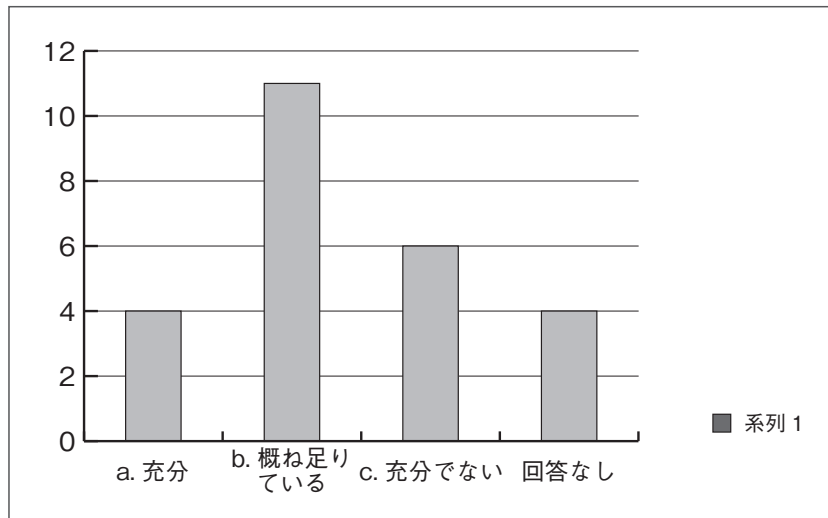
・大学院の組織、指導体制が確立していない。

・大学院と学部との関係が曖昧である。

・学部学生指導の時間が忙しく、院生への指導時間がとれない（学部、院兼担）。

・院生とのコミュニケーションが不足している。

実際、指導時間についてのアンケート問2「平均して毎週何時間指導されていますか。また、その指導時間で充分だと思えますか」について、統計をとると修士課程では、次のような度数分布が得られた。



院生対象のアンケートの質問 16. (修士・博士課程の両学生への設問)「あなたの大学院指導教員についてどうお考えですか。」については、次のような結果となっている。

a. 指導教員は十分な研究指導能力があり、安心して指導を受けている	24
b. 指導教員にはまあまあ満足している	25
c. 別の先生の指導を受けたい→設問 17 へ	6
d. 実質的な指導は指導教員以外の先生から受けている→設問 18 へ	5
e. その他	2
無回答	3

### 3. 将来に向けた発展方策

点検・評価で述べた問題点への対応策を項目別に述べる。

#### 教員

大学院は修士課程と博士後期課程をくくる大学院研究室を設ける。

研究室には3つの領域にそれぞれ大学院担当教授を置く。

修士課程の教員は従来の学部教員で修士の指導資格を有する教員とする。

大学院担当教授はそれぞれの領域において論文指導できる人材とし、複数年学部と兼担をして交代制とする。

#### 教員組織

修士課程では、大学院の3領域に向けて、学部の延長線のコース研究室をくくる、幾つかの群研究室を置き、学部の専門性から領域を超えた幅広い視点での学習と指導体制を作る。

修士課程の群研究室には主任を置き群同士の調整をおこなう。

大学院の修士は学部の専門性を基礎に、更なる専門性を深め、かつ、その専門性に加えて視野を広げ、専門性を超えた新たな領域を見いだす人材を育成する場とし、博士後期課程では修士課程で修得した内容を深化する為の研究、実践を行う場とする。そのための指導体制の確立（教員組織）が必要である。

#### 学部と大学院の位置づけ

上記の点に加えて、学部の位置づけ、目的、学部と大学院との関係性も明確にしておくことが重要である。現在、社会的な問題として大学生の基礎学力低下が指摘されている。その結果、学部で基礎を学習し、修士で専門性を培う傾向が多く多くの大学で見られる。しかし、そのために大学院の修士を学部の延長線として位置づけるには疑問である。大学に入学する時点で大学院（修士）への進学があたり前というイメージを持たせるのは避けるべきである。美大は一般大学に比して授業料も高く、それが大学院へ進学をしなければ将来性が無いイメージが打ち出されるとなると、今以上に親の負担が増える印象を与え、その結果、美大への進学敬遠、あきらめ感が強くなり、学部入学志願者にも影響を及ぼしかねない。

学部4年間での学習で基礎学力と専門性を身につけ卒業することが出来る教育内容の改革も行いながら大学院の教育・目標を定めるべきであると考える。

大学院は博士後期課程、修士課程において、ファイン系、デザイン系、理論系のそれぞれの違いを踏まえつつ、研究テーマの深化と将来の進路イメージを示し、指導内容、指導体制を確立する事が望まれる。